

## 緊急援助資金規定

### 1. 目的

緊急災害、その他これに類する事項の緊急援助のため「緊急援助資金」(以下、資金という)を設ける。

### 2. 委員会名称

緊急援助資金委員会を設ける。(以下委員会という)

### 3. 委員会の構成

委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。

(1) 委員長は地区ガバナーが当たる。

(2) 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事・キャビネット会計・全リジョン・チェアパーソンが当たる。更にこの外にも委員の増員を地区ガバナーが必要と認めた場合には地区ガバナーが委員を追加任命することができる。

(3) 委員長不在、または事故ある時は副委員長がこれに当たる。

### 4. 資金の調達

(1) 1999年6月30日現在の緊急援助資金を基金に繰り入れる。

(2) 地区において剰余金が生じた場合、地区運営に支障がない限り、資金に繰り入れすることができる。

但し、その場合キャビネット構成員出席者の過半数の承認を必要とする。

(3) 地区内、全会員からの拠出金を資金とする。この場合の拠出金は年間会員1人当たり1,000円とし、資金積立目標金額を5,000万円とする。

但し、会員1人当たりの拠出金額等については、地区年次大会の決議を経なければならない。

(4) 資金から生ずる利息は繰り入れる。

### 5. 援助の対象

(1) 援助の対象は、災害救助法を適用された335-A地区内の災害、並びにこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害について、委員会の決議により決定する。

(2) 地区外の災害については、335複合地区緊急援助委員会の決定に従う。

## 6. 援助の種類

- (1) 拠出
- (2) 緊急援助(立替)

## 7. 運用

- (1) 援助の発案は地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。  
但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等によって決定し、事後文書でそれを確認することができる。
- (3) 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。
- (4) 地区内外の緊急を要する災害については、委員長の責任において積立資金より緊急援助することができる。但し、運用内容等詳細事項を委員会に事後報告の上承認を得ること。
- (5) 地区ガバナーは、速やかに被援助地リジョン・チェアパーソンよりその使途の報告を受け、各クラブ会長に通知する。

## 8. 監査

委員会はこの資金の使途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区監査委員の監査を受け、期末における残額は、次期委員会に引き継ぐものとする。

## 9. 施行及び改廃

キャビネット会議(準備会議等含む)構成員出席者の過半数による決議を持って改廃することが出来る。

(付則)	2000年7月 1日	施行
	2006年7月24日	一部改正施行
	2011年5月30日	一部改正施行